

第5 環境・利用と調和した海岸づくり

<海岸の利用活性化>

平成11年の海岸法改正で法目的に「環境」及び「利用」を追加。また、平成19年7月施行の海洋基本法に「海洋に関するレクリエーションの普及」、「海岸の適正な利用の確保」が掲げられており、海岸の利用活性化による地域づくりの支援が求められている。



利用活性化により地域づくりに寄与することが期待される海岸



様々な海岸の利用状況

<漂着流木対策>

海岸漂着ゴミや流木等により、消波機能低下など海岸保全施設の機能阻害等の被害が生じている。しかし、広範囲にわたる被害に対しての支援が望まれている。



大量のゴミが漂着した海岸

広範囲にわたる流木の被害
(平成18年7月)